

# 事務処理フロー図

事務名 特許事業者の事業計画の変更の認可

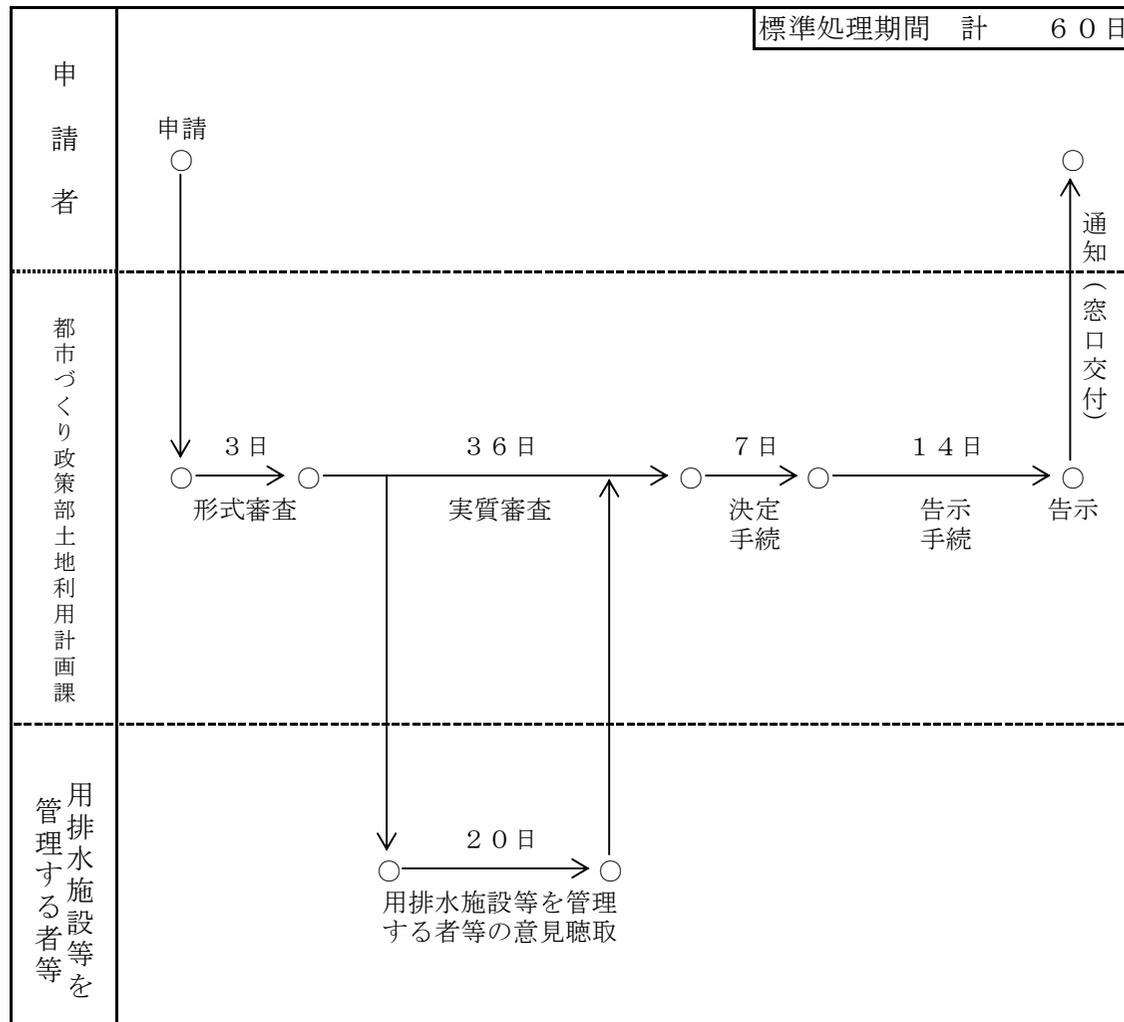
作成部署 都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課土地利用係再開発等促進区担当

(一団地の官公庁施設及び地域冷暖房施設に限る。)

電話 30-266

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	都市計画法第60条による申請書と添付図書がそろい、記載漏れがないかどうかを審査します。
2	実質審査	提出された図書について、事業計画書の変更内容及び公益性等を審査します。
3	用排水施設等を管理する者等の意見聴取	法59条第6項に該当する場合は、用排水施設等を管理する者等の意見を聴取します。
4	決定手続	認可の諾否について都市づくり政策部長が決定します。
5	告示手続	法62条第1項に基づく告示について、事案決定手続を行います。
6	告示	法62条第1項に基づき、施行者の名称、都市計画事業の種類、事業施行期間等を告示します。
7	通知	申請者に通知します。